



2023年10月27日

各 位

会 社 名 株式会社TAKI SAWA
代表者名 代表取締役社長 原田 一八
(コード番号 6121 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役 林田 憲明
(TEL. 086-293-6111)

**(変更)「ニデック株式会社による当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ**

2023年9月13日付「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2023年9月22日付で公表した「(訂正)「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正のお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に、変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

ニデック株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2023年9月13日、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2023年9月14日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者は、2023年10月27日、本公開買付けに応募された株券等の総数が、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認したとのことです。

これに伴い、公開買付者は、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付届出書(2023年9月21日付及び2023年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、公開買付けにおける買付け等の期間について、本日から10営業日の期間が確保されるよう、本公開買付けにおける買付け等の期間を2023年11月13日まで延長することを決定したとのことです。これにより、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。

2. 変更の内容

変更箇所には下線を付して表示しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

【変更前】

(前略)

公開買付者は、国内外の法律事務所を起用して入念に精査した結果に基づき、本取引の実行にあたっては、(i)日本及びベトナムにおける競争法令等に基づく手続、並びに(ii)米国における投資規制法令である対米外国投資委員会(CFIUS)の規制に基づく手続(1950年国防生産法に基づく手続)が

必要になると判断していたところ、公開買付者は、本公開買付けによる当社株式の取得に関して、(i) 2023年6月2日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されたところ、2023年6月27日付で排除措置命令を行わない旨の通知書の発出を受け、2023年7月2日付で取得禁止期間が満了したこと、(ii) ベトナムにおける競争法令等に基づく手続については、2023年8月21日付でベトナム競争委員会に対して事前届出を行い、本日付で受理されたところ、本公開買付け期間の末日までに当該手続に基づく待機期間(初期的審査期間30日)が満了すること(本公開買付け予定プレスリリースにおいて、ベトナム競争法に基づく手続の現状を「届出済み」としていたとのことですが、届出が受理されたのは本日付になるとのことです。)、並びに(iii) 米国における投資規制法令である対米外国投資委員会(CFIUS)の規制に基づく手続(1950年国防生産法に基づく手続)については、2023年7月18日付で対米外国投資委員会(CFIUS)に対して事前届出を行っているところ、2023年8月17日に当該手続に基づく待機期間が満了していること(遅くとも2023年9月28日に当該手続に基づく待機期間が満了することを2023年8月29日付で確認していること)から、2023年9月12日付で上記前提条件①が充足され、また、上記前提条件②についても充足されたことを確認したとのことです。

(後略)

【変更後】

(前略)

公開買付者は、国内外の法律事務所を起用して入念に精査した結果に基づき、本取引の実行にあたっては、(i) 日本及びベトナムにおける競争法令等に基づく手続、並びに(ii) 米国における投資規制法令である対米外国投資委員会(CFIUS)の規制に基づく手続(1950年国防生産法に基づく手続)が必要になると判断していたところ、公開買付者は、本公開買付けによる当社株式の取得に関して、(i) 2023年6月2日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されたところ、2023年6月27日付で排除措置命令を行わない旨の通知書の発出を受け、2023年7月2日付で取得禁止期間が満了したこと、(ii) ベトナムにおける競争法令等に基づく手続については、2023年8月21日付でベトナム競争委員会に対して事前届出を行い、本日付で受理されたところ、本公開買付け期間の末日までに当該手続に基づく待機期間(初期的審査期間30日)が満了すること(本公開買付け予定プレスリリースにおいて、ベトナム競争法に基づく手続の現状を「届出済み」としていたとのことですが、届出が受理されたのは本日付になるとのことです。)、並びに(iii) 米国における投資規制法令である対米外国投資委員会(CFIUS)の規制に基づく手続(1950年国防生産法に基づく手続)については、2023年7月18日付で対米外国投資委員会(CFIUS)に対して事前届出を行っているところ、2023年8月17日に当該手続に基づく待機期間が満了していること(遅くとも2023年9月28日に当該手続に基づく待機期間が満了することを2023年8月29日付で確認していること)から、2023年9月12日付で上記前提条件①が充足され、また、上記前提条件②についても充足されたことを確認したとのことです(注)。

(注) なお、公開買付者によれば、公開買付者が、2023年7月18日付で、対米外国投資委員会(CFIUS)に対し提出しておりました、本株式取得についての申告(declaration)に関して、対米外国投資委員会(CFIUS)から、2023年9月27日付けで、申告者に正式な審査を請求する通知(notice)を提出することを求めることも、本株式取得に関して正式審査を開始することも、行わない旨の回答を受けたとのことです。対米外国投資委員会(CFIUS)は、この種の申告(declaration)を受けた場合には、(a)申告者に通知(notice)を提出することを求める、(b)対象取引に関する正式審査を開始する、(c)対象取引を承認する、(d)上記(a)ないし(c)のいずれも行わない、のいずれかの対応を行う必要があるところ、上記回答は(d)の回答に該当するとのことです。上記回答は(c)ではないとのことですが、2023年10月27日現在、対米外国投資委員会(CFIUS)から本取引について何か懸念がある旨の連絡を受けておらず、本公開買付けに関して影響が及ぶことはないとのことです。

(後略)

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買

付けの公正性を担保するための措置

- ⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

【変更前】

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法定期間よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

(中略)

さらに、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限である 3,193,900 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、当該時点から公開買付期間として 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長することを予定しており、公開買付者は、これにより、当社の株主に対して、本取引に対する賛否の意思表示を行う機会と応募を行うか否かの判断の機会を分離して両機会を提供することになり、本公開買付けの強圧性を排除することを意図しているとのことです。

(後略)

【変更後】

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 40 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法定期間よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

(中略)

さらに、公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限である 3,193,900 株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、当該時点から公開買付期間として 10 営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長することを予定しており、公開買付者は、これにより、当社の株主に対して、本取引に対する賛否の意思表示を行う機会と応募を行うか否かの判断の機会を分離して両機会を提供することになり、本公開買付けの強圧性を排除することを意図しているとのことです。公開買付者は、2023 年 9 月 14 日から本公開買付けを開始しましたが、2023 年 10 月 27 日付で、公開買付代理人である三田証券及び本公開買付けの復代理人であるマネックス証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数（2023 年 10 月 27 日 11 時時点）が 4,282,223 株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である 3,193,900 株に達したことを確認したことから、公開買付期間として 2023 年 10 月 27 日から 10 営業日の期間が確保されるよう、本公開買付期間を 2023 年 11 月 13 日まで延長することを決定したとのことです。

(後略)

以 上